

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月3日から令和7年7月7日まで

別表

地区名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶等の数	漁業を営む者の資格
田之浦	さし網漁業 あじ流網漁業	玉野市沼出崎以西、浅口市までの岡山県海面	7月1日から 9月30日まで	定めなし		1	・倉敷市に住所又は漁業根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること